

留萌市起業型地域おこし協力隊（アウトドア振興分野）募集要項

【はじめに】

留萌市は、日本海に面した北海道の北西部に位置し、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なり、日本海に沈む夕陽が美しく、ハートの形をした人情味あふれるみなとまちです。

ニシン漁とともに発展し、全国一のシェアを誇る「塩かずの子」や、全国食味分析鑑定コンクールにおいて金賞を受賞した「南るもい産米」などを生産しているほか、「トルコギキョウ」の産地として、関東や関西の市場で高い評価を得ています。

留萌市の人口は、昭和42年に約4万3千人とこれまでのピークを迎えましたが、昭和43年頃から転出者が増加し、基幹産業である漁業・水産加工業の衰退、留萌市の人口を支えてきた官公庁の統廃合が進み、さらに人口減少に拍車がかかり、現在の人口は約1万9千人にまで減少し、若者の流出や高齢化等による担い手不足が進み、多様な分野での抜本的な改革が求められています。

このような中、「留萌ならではの」を創造し、都市地域からの人材を積極的に受け入れ、育成を行い、地域の活性化や魅力のあるまちづくりを実現するための取り組みが求められています。

留萌市では、アウトドアを核とした観光振興に取り組み、「北海道でアウトドアと言えば留萌！！」と言われる地域を目指しています。留萌には海、山、川などの自然環境や食材等豊富な資源がありますが、まだまだ活かしきれていない課題もあります。

この「留萌市」を拠点に、道の駅るもいに着任し、留萌市の豊かな自然環境等の観光資源を活用したアウトドアイベントやツアーの企画運営を担い、地域のアウトドア活動を活発化させるため、次のとおり「留萌市起業型地域おこし協力隊」を募集いたします。

この地域おこし協力隊活動期間終了後に、留萌市内において、自分を活かせる場所として、「留萌に定住したい」という思いを持った方々の応募をお待ちしています。

【募集概要】

1 留萌市起業型地域おこし協力隊募集人員(1名)

- (1) アウトドアを核とする豊かな観光資源を活用したイベント等の企画運営による観光振興

2 業務概要

- (1) 基本活動
 - ・ アウトドアイベント、ツアー等の企画立案・運営
 - ・ 地元アウトドア愛好者とのネットワーク構築
 - ・ 通過型観光から滞在型観光への検討
(例：冬季観光プログラム(コンテンツ)の検討、四季を通じた観光プログラムの検討等)
- (2) 地域おこし活動
 - ・ 地域の課題や困りごとなど地域ニーズの把握
 - ・ 地域ニーズの解決に向けての活動
- (3) 生活基盤形成活動
 - ・ 協力隊の隊員(以下「協力隊員」という。)個々の適性に合わせながら、本事業終了後の定住に向けた基礎の構築活動

3 募集対象

- (1) 現在、三大都市圏や都市地域(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域)に現に住所を有し、採用後に留萌市へ住民登録を移し居住できる満20歳以上の方
※ 詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の北海道留萌市の欄をご覧ください。
- (2) 普通自動車運転免許を取得し、勤務開始時点で1年以上経過している方
- (3) 電子メール等、パソコンを日常的に使用している方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方
- (5) 地域住民やNPOなどの関係機関・団体などと協力しながら、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (6) 活動中もしくは活動終了時に起業して留萌市に定住する意欲のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (8) アウトドア活動に興味関心を持ち、精力的に活動できる方

4 勤務地

道の駅るもい ほか市内一円

5 勤務時間等

- (1) 週5日間、37.5時間
- (2) 勤務日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容により変動する場合があります。
- (3) 市と協議し活動に差し支えの無い範囲での兼業も可能とします。

6 雇用形態・期間等

- (1) 地域おこし協力隊として、留萌市長が委嘱します。
- (2) 個人への業務委託となり、市との雇用契約はありませんので、地方公務員法は適用されません。
- (3) 委嘱期間は、委嘱した日から令和6年3月31日までとします。その後、1年を超えない範囲において、留萌市長が委嘱更新の判断をし、最長期間は、委嘱の日から3年までとします。
- (4) 協力隊員として相応しくないと市長が判断した場合、任期中であっても任用を取り消す場合があります。

7 待遇・福利厚生等

- (1) 業務委託料（報酬費） 月額214,000円
※ 月の途中で任用又は解職するなど、勤務が1月に満たない場合は、日割り計算で支給します。
※ 月額27,000円を上限に家賃の実費相当額を支給します（家賃に食費等が含まれている場合は、留萌市の定める基準に準じて算出した額とします）。
- (2) 業務委託料（活動費） 約78,000円（年間940,000円上限）×活動月数を上限とする額
※ 活動計画書及び活動報告書に基づき予算の範囲内で支払います。
- (3) 社会保険等 国民年金・社会保険等の加入等は、隊員と市の関係が業務委託契約のため、各自で手続きしてください。
- (4) 車両 車両の借上げ費用や活動に係る燃料費等について、活動費に含みます。

8 応募手続

(1) 応募受付

令和5年6月30日必着

※ 勤務開始月は、協力隊員との調整により決定します。

(2) 提出書類

① 写真付履歴書及び職務経歴書を郵送してください。

※ 必ず次の事項を明記ください。

- ・ パソコンからの電子メールが受信可能なメールアドレス
- ・ 希望業務（「1 留萌市地域おこし協力隊募集人員」の業務名）

② お問い合わせ、応募先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地
留萌市役所 地域振興部 政策調整課

Mail : kikaku@e-rumoi.jp

TEL : 0164-42-1809 FAX : 0164-43-8778

9 選考

選考方法について、書類選考、1次面接試験、2次面接試験の順に実施し、2次面接試験の合格者を起業型地域おこし協力隊として委嘱します。

(1) 書類選考の結果は電子メールにて通知します。

(2) 書類選考通過者を対象に、オンラインで1次面接試験を実施する予定です。

(3) 1次面接試験の通過者を対象に、留萌市内で2次面接試験を実施する予定です。2次面接試験では、冒頭5分程度、今回の応募にあたっての志望動機等を確認する予定です。

※ 面接日時等の詳細については、書類選考結果とともに電子メールで通知します。

10 その他

- (1) 次に該当する場合は、委嘱を取り消す場合があります。
 - ・ 委嘱日前に留萌市内に住民登録を移動させた場合
 - ・ 申込資格がないこと、申込書の記載事項に事実と異なること等が判明した場合
- (2) 日常の生活等の移動手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。
- (3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。
- (4) 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。
- (5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。
- (6) 面接試験のための交通費等及び着任のための引っ越し費用・交通費等は支給いたしません。
- (7) その他不明な点がある場合は、次の方法により、電子メールによりお問い合わせください。

なお、ご応募又はご質問いただいた内容について、担当から連絡させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 件名は「地域おこし協力隊応募に係る質問について」と記載ください。
- ② 「住所」「氏名」「メールアドレス」を明記いただくか、別紙1の質問書に必要事項を入力して添付願います。

※ 行き違いを防止するため、お電話での質問は原則受け付けません。
質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答します。

別紙1 「質問書」

年 月 日

留萌市地域振興部政策調整課 行

住 所

氏 名

メールアドレス

留萌市起業型地域おこし協力隊応募に関する質問事項について
留萌市起業型地域おこし協力隊の応募に関して、下記のとおり質問いたします。

記

1 質問内容